

5医第399号
令和5年(2023年)11月22日

長野市保健所長
松本市保健所長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

医療提供体制施設整備補助金交付要綱の一部改正について(通知)

標記補助金の交付要綱を下記のとおり改正し、令和5年4月1日から適用することとしましたので、ご承知おきください。

なお、各病院、市町村保健医療行政担当部(課)、長野県医師会、長野県歯科医師会、長野県看護協会、日本赤十字社長野県支部、長野県厚生農業協同組合連合会及び長野県立病院機構本部には別途通知しましたので、申し添えます。

記

1 主な改正点

(1) 一部事業における補助基準額及び単価の改正

2 その他

様式や要綱等の電子版については、県医療政策課のウェブサイトに掲載しておりますので、ご活用ください。

[URL:https://www.pref.nagano.lg.jp/iryo/kenko/iryo/iryo/hojoyousiki.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/iryo/kenko/iryo/iryo/hojoyousiki.html)

なお、本通知は事業募集を行うものではありませんので、ご注意ください。

(問合せ先)

担 当：医療政策課 企画管理係 江上

電 話 026-235-7145 (直通)

電子メール kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp